

〈かがわ中小企業応援ファンド事業〉 平成21年度県外見本市出展支援事業の追加募集

(財)かがわ産業支援財団では、新製品、新サービスや新技術で大都市圏進出、全国展開を目指す中小企業者等に見本市等への出展を支援することにより、事業者の業務提携や販路開拓を応援します。

1. 支援対象見本市（今回の追加募集の対象見本市）

国内見本市で、申請者が希望する見本市

平成21年度中に開催される見本市

平成21年10月以降に国内で開催される見本市で、小間料の支払期限が平成22年3月末までのもの（ただし交付決定日以前に小間料を払込済みのものを除く）

平成22年度中に開催される見本市

平成22年4月以降に国内で開催される見本市で、小間料の支払期限が平成22年3月末までのもの（ただし交付決定日以前に小間料を払込済みのものを除く）

原則として、同一年度の出展支援は1回となります。

申請にあたりましては、申請者自身で、予め出展希望の見本市の募集要項等についてご確認いただきますようお願いいたします。

申請者の都合で、見本市出展を中止したときに、当財団が支出済みの費用があれば、その費用を申請者に負担していただきます。

2. 募集数

10社程度

3. 支援内容

基本小間料を財団が負担（1小間分のみ）

4. 応募方法等

所定の様式に必要な事項を記載のうえ、次の申し込み先に、提出してください。書類審査、ヒアリング等を行い、審査会での審査により支援対象者を決定します。

申請書の様式は、(財)かがわ産業支援財団のホームページ（<http://www.kagawa-isf.jp/>）の「Topics」「地域企業国内販路開拓支援事業（県外見本市出展支援）の追加募集について」からダウンロードできます。

5. 応募期間

平成21年8月10日（月）から平成21年9月4日（金）17時まで（必着）

6. 問い合わせ・申込先

財団法人かがわ産業支援財団 企業振興部 資金助成・取引振興課 松本
住所 高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階
TEL 087-868-9904 FAX 087-869-3710

平成21年度 県外見本市出展支援事業 追加募集概要

項目	内容
事業の趣旨	新製品、新サービス、新技術を基に新事業展開等を目指す中小企業の販路開拓や業務提携を促進するために、見本市等への出展を支援するものです。
支援対象者	<p>県内に主たる事業所を有する中小企業者(中小企業支援法(昭和38年法律147号)第2条に規定する中小企業者で、みなし大企業は除きます。)であって、自社所有の、あるいは独占販売権を持つ新製品・新サービス・新技術を有する者とします。</p> <p>平成21年度かがわ中小企業応援ファンド事業の「創業ベンチャー支援事業」または「特定地場産業総合支援事業」の採択企業は対象となりません。 また、「経営革新支援事業」の採択企業については、当該経営革新計画に係る製品等の見本市への出展については対象となりません。</p>
支援対象見本市	<p>【平成21年度中に開催される見本市】 平成21年10月から平成22年3月までに国内で開催される見本市で、小間料の支払期限が平成22年3月末までのもの(ただし交付決定日以前に小間料を払込済みのものを除く)</p> <p>【平成22年度中に開催される見本市】 平成22年4月以降に国内で開催される見本市で、小間料の支払期限が平成22年3月末までのもの(ただし交付決定日以前に小間料を払込済みのものを除く)</p> <p>原則として、同一年度の出展支援は1回とします。</p> <p>申請にあたりましては、事前に、申請者自身で出展希望の見本市の募集要項等についてご確認ください。</p>
申込期限	平成21年9月4日(金) 17:00必着(郵送も可)
提出書類	<p>見本市出展支援申請書</p> <p>直近期の決算書コピー</p>
見本市への出展支援回数の制限	2年連続の申請を妨げるものではありませんが、全体の応募状況、過去の支援回数、出展効果・成約状況等を精査し、採否を決定します。その際、原則として、初回支援の方を優先します。
支援内容について	上記出展支援見本市の基本小間料(1小間分)を財団が負担します。
財団名の使用	<p>出展名は財団の支援が分かるように、会社名と財団名を並記していただきます。 例((株)/(財)かがわ産業支援財団)</p>
出展後の支援対象者の義務	<p>出展後速やかに出展報告書を提出していただきます。</p> <p>出展6ヶ月後に成果をまとめ財団に提出していただきます。</p> <p>このほかにも、随時、成約状況等を報告していただくことがあります。</p>
注意事項等	<p>申請にあたりましては、事前に「かがわ中小企業応援ファンド事業交付細則 地域企業販路開拓総合支援事業(地域企業国内販路開拓支援事業(県外見本市出展支援))」をご確認ください。(別添ファイル参照)</p> <p>支援対象者が、自己都合により出展を中止した場合は、財団が既に支払った経費や出展中止に伴い発生するキャンセル料等について、支援対象者にご負担いただくこととなりますので、ご注意ください。</p>

かがわ中小企業応援ファンド事業交付細則
地域企業販路開拓総合支援事業
(地域企業国内販路開拓支援事業(県外見本市出展支援))

(趣旨)

第1条 かがわ中小企業応援ファンド事業助成金(以下「助成金」という。)の交付事業の対象事業のうち創業ベンチャー支援事業については、かがわ中小企業応援ファンド支援事業計画実施要領(以下「実施要領」という。)及びかがわ中小企業応援ファンド事業助成金交付要領(以下「交付要領」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(目的)

第2条 新製品、新サービス、新技術を基に新たな事業展開を目指す中小企業者等が、販路開拓等を目的として、県外で開催される見本市に参加する際の支援を行うことにより、中小企業者等の競争力の強化を支援し、本県経済の活性化に資することを目的とする。

(支援対象者)

第3条 支援対象者は、交付要領第3条第1号に規定する中小企業者又は中小企業団体(この細則で「中小企業者等」という。)で、次に規定する製品等を有する者とする。
2 前項に規定する「製品等」とは、自社製品又は独占販売権を有する新製品、新サービス若しくは新技術、機械部品、材料・加工技術をいう。

(支援内容)

第4条 財団は、次条に規定する支援対象見本市の基本小間を借り上げ、支援対象者に提供するほか、出展の効果を高めるための、助言や指導を行う。ただし、基本小間の借り上げ料(基本小間設営費が含まれる場合には、その経費を含む)及び財団が行う基本設営又は装飾費等以外の出展経費については、支援対象者の負担とする。

(支援対象見本市等)

第5条 支援対象見本市は、次の各号に該当するものの中から、財団が適切と認めるものを選定する。
一 過去の出展効果等を勘案して財団が指定した全国規模の見本市等
二 中小企業者が希望する全国規模の見本市等で、出展効果が期待できるもの
三 県外の産業支援機関が主催する地域の見本市等
四 上記以外の見本市等で、特に効果が期待できるもの

(募集)

第6条 前条に規定する見本市等に係る支援対象者の募集は、公募を行うこととし、別紙様式の申請書により行う。

(支援の決定)

第 7 条 支援対象者は、財団が、前条の募集に応募したものからヒアリング等を行い、企業の製品及び事業計画と見本市等との相性・効果等について別に定める販路開拓支援審査会で審査のうえ決定する。

(支援回数等)

第 8 条 見本市等への出展支援回数は、同一年度 1 回 (1 小間) を原則とする。ただし、第 5 条第 3 号に規定する見本市等への出展は支援回数に含まないものとする。

2 同一企業から 2 年連続で申請があった場合は、全体の応募状況、過去の支援回数・出展効果・成約状況等を精査し、採否を決定する。その際、優先順位は、原則として初回支援の者を優先する。

3 ファンド事業の経営革新支援事業、創業ベンチャー支援事業、特定地場産業総合支援事業への申請との関係は、次のとおりとする。

一 創業ベンチャー支援事業又は、特定地場産業総合支援事業に申請する者は、その事業の計画期間内に開催される見本市について、県外見本市出展支援に申請することができない。

二 経営革新支援事業に申請する者は、当該経営革新計画に係る製品等の見本市への出展について、県外見本市出展支援に申請することができない。

(報告書)

第 9 条 見本市等出展支援を受けた者は、別に定める次の報告書を速やかに提出しなければならない。

- 一 見本市等出展後：見本市等出展報告書
- 二 見本市等出展 6 ヶ月後：見本市等出展に係る成果報告書
- 三 その他、財団が必要に応じて求める報告書

(事業計画)

第 10 条 当事業の実施にあたっては、毎年度事業計画を作成し、かがわ中小企業応援ファンド事業審査委員会に諮ることとする。

附 則

この細則は、平成 19 年 10 月 4 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 12 月 15 日から施行する。